

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
(1)人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	市街化区域内では宅地開発が進み、宅地開発可能な土地が少なくなっている。	・市街化区域に隣接する土地調査 ・地区計画	宅地開発を希望する事業者に対し、地区計画制度の活用を提案した。 区長、区長代理に対し、地区計画制度及び50戸連たん制度の説明会を開催し、制度の啓発を行った。	事業者主導の地区計画であっても設定区域、時期等については、事業者と協議し、適正な土地利用を推進していく必要がある。
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。	基山町HPにて移住体験住宅等の紹介を行い、佐賀県主催のUターン相談会や移住体験ツアーに参加した。	「大字基山【基山ワンダー移住ブログ】」、「福岡移住計画【基山の移住先輩インタビュー】」とのコラボにより、基山町の魅力を移住ポータルサイトで発信を行った。「住みたいまち基山の創造」の実現のために、引き続き、移住・定住に係るプロモーション活動を充実させるとともに、県主催イベントに参加し、県や近隣市町との連携による相乗効果を狙ったPRを図る必要がある。
	③空家対策による移住定住促進	スマイルナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	少子高齢化や核家族化により空家が年々増加しており、今後も人口減少などで増えていくと見込まれる。	すまいるナビ（町内の空家等を売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する）	平成30年度の、すまいるナビ登録実績は2件、JTIのマイホーム借上げ制度との連携及び不良住宅除去費補助金交付実績は3件となった。	空家の活用は、所有者の空家活用に対する意向が前提となるため、HPや広報等でさらなる制度の周知を行い、空家の除却及び利活用の理解促進を行う必要がある。
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	企業誘致を行う際に用地確保を重要課題としていたが、進出後の企業によっては、人材確保に苦勞し、事業が拡大できない状況である。	無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。	平成30年12月3日基山町無料職業紹介所を基山町役場庁舎1階に開設し、立ち寄りやすい環境整備と相談しやすい雰囲気づくりに努めた。	基山町無料職業紹介所をHPや広報により定期的に紹介し、認知度の向上を図ると共に、情報の充実や支援体制の強化に努める。特に高齢者については、新たな事業を実施するなど、雇用機会の拡大を推進する必要がある。
	⑤子育て支援による移住、定住促進	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	子育て交流広場を、保健センター2階で運営している。	基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	平成30年5月に基本設計業務プロポーザル、6月に業者決定。基本設計（案）について、9月10日～10月9日までパブリックコメント、9月27、28日で意見交換会を実施。11月基本設計作成。実施設計について、12月に契約、3月に作成。造成工事について、1月に入札・契約、着工した。	令和2年4月開設に向け、万全の体制で運営を開始する為に、法令の整備や事業内容及び運用等について検討する必要がある。
		子育て支援施策の効果的広報	子育て支援施策を整理した子育て支援ガイドブックを作成している。	子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。	平成29年度の子育てガイドブックを作成時に研修を受けた方が、研修でのスキルを用いて、ガイドブックの内容を踏まえた情報誌を作成。3月に全世帯配布を行った。	最新の情報提供、内容の充実を図るため、内容等について加筆、修正等を行う必要がある。
		子どもの居場所づくりの充実	放課後児童クラブ運営、子どもの居場所づくり教室を実施している。	子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩の家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。	多世代交流センター憩の家のキッズスペースについて、平成29年度に設置、4月から運用開始した。 また、放課後児童クラブ（ひまわり教室）についても、平成29年度に増室し4月から運用開始した。	多世代交流センター憩の家のキッズスペースについて、継続して維持管理に努める必要がある。 放課後児童クラブについて、支援内容の充実を図るため、要配慮児童への支援や支援員確保など運用等について検討が必要である。
		子育て・若者世帯の住宅取得補助金	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。	子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付実績は40件を予定していたが、57件と目標数を上回った。	本補助金の利用者は福岡都市圏を中心に、町外利用者が全体の70%を超え、移住・定住に効果的な取り組みであると考えられるため、今後も継続して補助金交付を行う必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
		新婚世帯家賃補助金	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。（対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯。）	新婚世帯家賃補助金の交付実績は15件で予定の30件を下回る結果となった。	基山町の定住人口の増加策として、十分な効果が見られなかったため、取り組みについて、見直し及び検討を行う必要がある。
		移住体験住宅事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	小倉移住体験住宅利用実績は13件、宮浦移住体験住宅利用実績11件（1件は小倉・宮浦両方の利用）となった。	平成30年度については、6件の世帯が本町へ移住し、移住・定住の促進について一定の効果が見られた。「住みたまち基山の創造」の実現のため、HPの充実等により利用を促進し、「きやま暮らし」を体験していただくことにより、さらなる基山町の移住人口の増加を図る必要がある。
(2)持続可能な財政運営の実現	①税収入等の確保	町税徴収率の向上	平成28年度町税4税（個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の現年課税・滞納繰越分を合わせた全体の徴収率は96.12%である。	町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビニ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。	税務課封筒等で口座振替やコンビニ納付による納付方法の周知を行い自主納付の推進を図った。また、各種研修会の参加や国保税徴収対策事業を活用して職員のスキルアップを図り、滞納解消に向け適切な滞納整理事務を行った。平成30年度の徴収率は、97.31%であった。	町税徴収率の向上のため、口座振替等による納期限内の自主納付の推進を図る。また、督促状・催告書の発送、納税相談等を行うとともに、県と連携し、共同催告を実施し、効果的な滞納整理を行う。外国人労働者に係る個人住民税の徴収についても関係課との連携を図る必要がある。
	②自主財源の確保	給食費の未納についての適切な徴収	給食費の未納については、児童生徒の卒業後徴収が難しくなるため、年度内に納付できなかった分が未収金として残っていた。	給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干涉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	長期滞納者については、学校・こども課と連携し徴収した。 給食会計の効率的な運営のため、他市町の会計処理の方法について調査した。	滞納額が大きくなると、支払いが困難になるため、早期の納付を呼びかけ、滞納月数が多くならないよう学校と連携して未収金の納付干涉を行っていく必要がある。
		町有施設の使用料見直し	町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な見直しを行い、指定管理者委託料の適正化を図る。	憩の家については、平成29年度に改修を行い、使用料を決定し継続的な運用を行っている。 体育施設及び町民会館については、平成29年度に使用料の見直しを行い平成30年度に改定を行った。	利用状況などに応じて使用料及び委託料の見直しが必要である。
		ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	返礼品の開発などにより平成28年度では約5億7千万円の寄付をいただいております。平成29年度では約10億6千万円の寄付を見込んでいます。また、平成29年度には合宿所建設や放課後児童クラブ増設などに活用を行っている。	一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	総務省の示した返礼品掲載基準に沿うよう、返礼品の金額及び品物の見直しを行った。	寄付金の有効活用及び使途について、寄附者に広く知らせていく必要がある。
		有料広告事業の推進	HPのバナー、町立図書館のブックカバーへの有料広告利用が伸びていない。	広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	デジタルサイネージの導入など、新たな広告媒体の検討を行った。	デジタルサイネージの導入について引き続き検討を行う必要がある。
		未利用地の有効活用	一町の町有未利用地は少ないが、開発等に伴う残地等は未利用のまま点在している。	公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。	旧神の浦ため池跡地の土地活用のため、募集方法の検討を行った。	旧神の浦ため池跡地の賃貸借料及び売買価格の設定、土地利用のための区画の設定を行う必要がある。
		③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施を検討する際、国庫の補助金や財団等の助成金の活用を検討を行っている。	国庫の補助金や財団等の助成金の活用を検討を行う。あわせて他自治体の同種の事業実施を参考に研究を行う。	財源を確保するために、様々な補助金等の情報の収集及び各課、関係団体に情報提供を図ることで活用の促進を図る必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
	④中長期財政計画の 随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	平成22年9月に10年間の中長期財政計画を策定し、その中間を経過した平成28年度に見直しを行っている。	基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	現在の中長期財政計画は平成23年度～平成32年度までの10年間の計画であるため、計画の見直しを検討した。	基山町公共施設等総合管理計画や新たな事業を反映しつつ、中長期財政計画の見直しへ着手する必要がある。
	⑤基山町公共施設等 総合管理計画の随時 見直し、適正管理	公共施設の点検等の 維持管理情報の活用 による計画的更新	公共施設の点検等の維持管理情報は、それぞれに管理し、対処的に実施している。	公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防保全的の視点から施設の補修及び更新を行う。	大規模建物の点検及び補修（修繕）履歴の一括管理に向けた検討を行った。	予防保全的対応計画の検討のため、各種建物の個別施設計画の作成が必要である。
		基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	平成28年度に策定を行っている。	財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	総合管理計画から個別施設計画策定へ向けての検討を行った。	公共施設の老朽化のため、修繕・更新計画費用の平準化対策を図る必要がある。
	⑥補助金等に関する 支出の適正化	補助金の検証と評価	平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続が否かを判断する。	検討委員会及び審査委員会の設置について、検討した。前回、一定の見直しを行っていることから、まずは内部委員での検討委員会を翌年度設置することとした。	検討に係る全体の事務量及び検討の対象とする補助金等の数を把握し、手順を明確にした上で、補助金等検討委員会の作業スケジュールを設定する必要がある。
	⑦各保険に係る給付 の適正化	通いの場の充実	介護予防教室については、期間を限定し業者委託により拠点的に実施している。地域によっては教室までの利便性が悪い。	要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター（ボランティア）による通いの場（介護予防教室）を推進して行く。	第9区、第11区、第12区、第13区にて通いの場が立ち上がった。	全区での通いの場立ち上げを目指し、参加メリット等について説明を行う。また、立ち上げまで継続的支援を行い、通いの場を推進していく必要がある。
		国民健康保険の予防 事業等の促進による 医療費適正化	特定健診・保健指導の実施、ジェネリック医薬品の推進を行っている。	健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復施術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	健康ポイントの対象年齢を65歳以上から40歳以上に變更し獲得ポイント数を増やした。重症化予防のため、特定保健指導対象外の方の保健指導を前年に引き続き実施した。後発医薬品利用差額通知を発送した。消防署からの情報を活用し、第三者行為（交通事故等、加害者が存在する場合に加害者が負担すべき医療費）に該当する医療費の抽出を実施した。	特定健診未受診者対策として、受診勧奨を継続して行い、特定健診の受診率を向上させる。また、第三者行為に該当しないか、高額療養費申請や限度額適用認定証発行時に聞き取りを行う必要がある。
		後期高齢者医療の予防 事業等の促進による 医療費適正化	健康診断を実施している。	健康診断及び予防等に取り組む。	健康診査の受診率が昨年度の31.56%に対し、32.18%となった。また、76歳を対象とした歯科健診を開始した。	糖尿病重症化予防のための訪問事業を佐賀県広域連合と協議する。 また、歯科健診についてもHPや広報等で周知し、受診率を上げる必要がある。
(3)行政サービスの向上	①窓口業務のサービス 向上	コンビニ交付サービスの 利用推進	コンビニ交付サービスの利用者が少ない状況である。	町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	コンビニ交付サービスの利用促進に向け、広報やHPに掲載し、転入者や戸籍の郵送請求者にチラシ配布した。	コンビニ交付サービスの利用には、個人番号カードが必要なたため、個人番号カードの取得促進を行う必要がある。町内の駅、郵便局、銀行にポスター掲示等を行いPRに努める必要がある。また、仕事等で開庁時間中に受け取りできない方に対して時間外での交付を検討する必要がある。
		図書館祝日開館の推進	平成28年4月より閉館時間を17時から18時に変更し、開館時間を1時間延長した。館内整理日による休館をなくし、開館日を増やした。	祝日の図書館開館を検討する。	祝日開館を実施した結果、年間の開館日は、平成27年は279日、平成28年度は295日、平成29年度は290日であったのに対し、平成30年度は304日の開館となった。	今後も継続して祝日開館を実施する。 また、出勤した職員の振替休分も含めた代替人員の確保を確実に行う必要がある。
	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの 推進	高齢化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、生活支援の必要性が増している。	高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、生活支援コーディネーター及び協議体の設置を行った。	地域における生活支援・介護予防サービス充実を図るために、体制の整備に向けた生活支援コーディネーターの役割理解及び育成を行う必要がある。また、地域のサービスを地図等におとし、目に見えるようにし、高齢者がいきいきと暮らしていくためのニーズとそれに対する課題の整理及び支援を行う必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
		地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進む中、住み慣れた地域で暮らしを継続するためには、健康寿命を延ばし、生活の質を高める必要がある。	高齢者がいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	対象者を40歳以上にし、これまでの取り組み事業について付与ポイントを増大した。また、対象事業を増加させ事業拡大を行った。	健康ポイントのさらなる周知のために、健診の案内や、通いの場等のチラシに健康ポイント事業についての内容を記載し周知を行う。また、事業協力団体にポイントの利用率や健診受診率等を示し、健康ポイントが高齢者の健康気運を高めていることへの理解を求め、健康ポイント事業への継続した協力を促す必要がある。
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども110番の家等により安全の確保を図る。	安全なまちづくり推進協議会やPTA等関係団体と連携して、道路の危険箇所や注意が必要な箇所の点検を行った。	危険箇所については、児童への注意喚起を行うとともに、住民課及び建設課と協議の上、対策を講じていく必要がある。
		医療費等助成制度の充実	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われているが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。基山町は全国平均よりも出生率が低い状況である。	子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に動員を行った。不妊治療費助成件数は11件であった。	町の助成制度の認知度向上のため、引き続きHPや広報等で周知を行う。また、現在、特定不妊治療以外の不妊治療も増えており、県では、H31年度より男性不妊への助成も開始される予定のため、それに伴い、町においても、助成内容について検討する必要がある。
		町の保育の質と量の確保	町立の基山保育園は築40年以上経過し、建て替えが必要な状況である。	基山保育園の建て替えについては、公立保育所1園、民間保育所1園で整備し、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。	民間保育所について、8月に建設着工し、2月に竣工。3月に県より認定こども園の認可を受けた。また、公立保育所については、平成30年5月に基本設計業務プロポーザル、6月に業者決定、基本設計（案）について、9月10日～10月9日までパブリックコメント、9月27、28日で意見交換会を実施した。11月基本設計作成。実施設計について、12月に契約、3月に作成。造成工事について、1月に入札・契約、着工した。	民間保育所について、スムーズな運用に向け、県と連携しながら指導等を行っていく必要がある。また、公立保育所について、令和2年4月開設に向け、法令の整備や事業内容及び運用等について検討する必要がある。
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法を踏まえ、基山町子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度～31年度版を策定している。	子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、平成32年度～平成36年度版を作成する。	子ども子育て支援事業計画策定中。令和元年度計画作成に向け検討した。	子ども子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度版）の作成に向け、ニーズ調査を行い、計画を作成する必要がある。
		医療費等助成制度の充実	乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。現在、接種費用の全額を保護者負担により実施している。	接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	広報、ホームページへの掲載、町内医療機関へのポスター掲示を行った。平成30年度実績1,302件である。	助成件数から、制度が定着してきているため、今後も子育て支援の一環として、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して行う必要がある。
	④多文化共生社会の推進	基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながることから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	基山町における日本語教育支援の継続性を確保することや、多文化共生社会の実現に向けた施策の指針となる「基山町多文化共生推進プラン」の策定に向けた検討を行った。	平成29年度実施のアンケート結果から町内に在住外国人は、日本人と交流したいと考えている方が多いため、引き続き外国人住民も日本人住民もお互いに理解し合えるような日本語教室の継続が必要である。
		基山町多文化共生社会推進会議の設置	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	基山町における多文化共生社会を考える懇談会（実施7/24、2/20）を開催した。	多文化共生の相互理解の促進を図るために、今後も情報交換と課題の共有及び各種施策に関する連携を図る場として懇談会を定期開催していく必要がある。
		日本語教室の設置	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	第1回きまこくさいフェスタ、試験的な日本語教室（10/14、11/11、1/27）を開催した。	多文化共生に理解関心を持つ支援者の増加を図るため、今後も日本語教室の開催を継続し、外国人と日本人の相互理解を深めていく必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
	⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	高齢化が進む中で、日常生活における移動手段としてコミュニティバス等が十分に利用されていない。	運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直し・イベント等での利用促進PR活動・お試し乗車の取組み	運転免許証自主返納サービスをH31年1月より実施した。平成30年度実績は11件であった。路線・ダイヤの見直しを地域公共交通活性化協議会で検討した。また、イベント等で利用促進のPR活動、お試し乗車の取組等を実施した。	乗車数は増加傾向だが、乗車率を更に上げるために利用者の利便性を高める必要がある。今後も必要に応じて、路線・ダイヤの見直しや利用促進に向けた取り組みを実施する。
	⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	円滑な自動車移動の為、車道の道路幅の視点により道路の改良を行っている。	歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	関係機関と協議を図り、基山小学校、中学校前の通学路の交通安全対策として歩道拡幅を行った。	さらなる安全性の向上のため、関係機関と協議の上、ハンブ設置等の道路改良を行っていく必要がある。
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	道路等施設老朽化に対する更新について、交通量が多い幹線道路では、対処的対応を行っている。	道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全的対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網確保する。	長寿命化計画及び道路橋梁点検等の維持管理情報から、基山駅前線等の舗装および伊勢山橋等の補修を実施した。	継続的で安全な道路交通網確保するため、今後も維持管理情報をもとに、計画的に予防保全的対応を行う必要がある。
(4)効率的・効果的行政運営の確立	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	平成27年4月に大幅な機構改革を実施し、平成28年4月には懸案事項となっていた部分の一部機構改革を実施した。しかしながら情勢も刻々と変化することから常に見直しなどの検討を行う必要がある。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課係の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課係の再編を行う。	総務企画課行政係から給与係を、子育て支援係から子ども家庭係をそれぞれ分係し、定住促進課に歴史のまち推進係を新設した。	保育所の新設をはじめ、子ども・子育て支援施策の増強や、定住促進施策、防災施策等の対応が急がれる業務も、多いため引き続き業務量等に見合った課係の再編を検討していく必要がある。
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	現在も定員管理計画に基づき人員配置を行っているが、常に業務量と適正な人員配置については検討する必要がある。	必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	「基山町職員定員管理計画」が本年度末で終期となっているため、更新等による対応を検討した。	時代や政策に即した人員配置や職員確保を計画的に実施するため、「基山町職員定員管理計画」を次年度以降からの計画に更新する必要がある。
	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	現在は、佐賀県、九州経済産業局との人事交流を行っており一定の成果を上げている。	国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	九州経済産業局へ1名の人事交流（2年間）、佐賀県へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。	課題の抽出を行い、積極的に出向を希望する者を募り、今後も継続していく必要がある。
	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	平成30年5月16日（合宿所営業開始日）より合宿所に指定管理者制度を導入した。	指定管理料について、過去の実績、次期の必要経費等を十分に検討し、算出する必要がある。
		アウトソーシングの推進	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	平成30年5月16日（合宿所営業開始日）より指定管理者制度を導入。その他、キャンプ場についても指定管理者制度導入の検討を行ったが、歳入・歳出等の見直しを行った結果、導入には至らなかった。	今後も町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないか検討する必要がある。
	⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	下水道事業について、広域連携により污水处理を行っている。	下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	町内の点在する地域ごとに建設費、維持管理費等の経済的比較により、集合処理と個別処理の適切な処理方法を検討した。	財政負担の軽減及び污水处理を経済的かつ効率的に行うために集合処理区域と個別処理区域の区域分けを行う必要がある。
		消防事務の広域事務組合による実施	現在消防署運営等の消防事務については、鳥栖三養基地区消防事務組合において広域により実施されている。	消防署運営等の消防事務については、単独実施より広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施を行っている。	施設や車両等の老朽化により、負担金の増額が見込まれるため、計画的に修繕等を行っていく必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
		ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	現在、ごみ処理施設運営業務については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合において広域により実施されている。	ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	筑紫野市、小郡市、基山町の2市1町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「グリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行った。	施設及び機械設備等の老朽化により、設備更新にかかる負担金の増加が見込まれる。インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、交付金等を活用することで、施設の維持管理及び更新を行う必要がある。
		上水道事業の広域水道事業団による実施	現在、上水道事業については、佐賀東部水道事業団において広域により実施されている。	上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	上水道事業の広域実施を行っている。	単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、上水道事業の広域実施を継続して行う必要がある。
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	現在、し尿汚泥処理運営等の事務については、三神地区環境事務組合において広域により実施されている。	し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	神埼市、佐賀市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町の2市4町から収集したし尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、適正処理を行った。	施設及び機械設備等の老朽化により、設備更新にかかる負担金の増加が見込まれる。インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、交付金等を活用することで、施設の維持管理及び更新を行う必要がある。
(5)協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	東日本大震災、熊本地震等の発生により防災意識が高まってきている。	自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	自主防災組織に向けた講演会を2回行い、町制施行80周年記念式典では、町全体に向けた防災講演を行った。	近年各地で起こっている自然災害を受け、各区の自主防災組織の強化が必要である。そのため、今後も自主防災組織向けの講習会等を行い、組織の強化を行う必要がある。
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	基山町まちづくり基金事業報告会及び協働ワークショップ(3/16)を開催した。	協働のまちづくり推進のため、実施団体の自発的な活動を支援することで実施団体を自立的運営につなげていく必要がある。
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	基山町男女共同参画推進プランを実際に進めるため、実施計画に基づいた各種施策の進捗状況の確認と啓発、関係機関等との連携が必要である。	男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	プレバパセミナー（11/10、11/17）【夫婦が協力して育児・家事を行うこと、男女の考え方の違い】についてのセミナーを開催した。また、男女共同参画講演会（3/8）【男女共同参画の視点で見る熊本震災】を開催した。	男女共同参画推進プランで定めている女性登用目標値（30%）を達成するために、啓発活動を引き続き行っていく必要がある。
	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	集落支援員制度を活用し、自治会活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	各公民館活動の活性化支援を目的に集落支援員（自治会活動コーディネーター）を配置した。	一人世帯の高齢者が増加する中、地域コミュニティの活動が活発になっていくことで、地域の活性化に繋がっていく。そのため、自治会ごとの地域コミュニティ活動の推進及び定着化を図る必要がある。
		交通安全対策における地域見守りと連携した対策検討	不定期な巡視や地域からの情報提供を受け、対策を実施していた。	交通安全対策において、危険箇所のみのハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	1行政区の合同点検を行い、ワークショップ形式で対策案などの検討を行った。また、こどもの安全対策のため、基山小学校前道路に地域と協働でハンパ設置を行った。	町民の方が安心して安全に暮らせるまちづくりのため、全行政区を対象とした危険箇所の点検を実施する必要がある。また、保育園等のお散歩コースについては早急に点検を実施し、安全確保方策を取る必要がある。
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、P D C Aサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	協働化推進計画のもと、協働のまちづくりのための取組（まちづくり基金、地域担当職員等）を適正に行った。	町民主体のまちづくりを推進するための支援を引き続き行うために、HPや広報等で各種制度を周知し、協働のまちづくりを推進する必要がある。
(6)行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	情報公開コーナー、図書館において紙媒体により各種情報を公開している。また広報、ホームページにおいても公開している。	公開している行政情報の充実を図る。	情報公開制度に基づく情報の公開はもとより、情報公開コーナー、図書館、広報及びホームページにおいて、各種行政情報を公開した。	誰もが必要な情報を迅速に把握できるように、情報公開コーナーにおいて公開している情報について、整理・リスト化し、どのような情報があるのかを周知していく必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（平成30年）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革 推進項目	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	平成30年度取組実績	今後の課題及び対応策
	②情報発信の推進 （町ホームページの改修等）	情報提供の充実	情報の発信については、広報「きやま」、ホームページ、フェイスブック、出前講座により情報提供を行っている。ホームページについては、平成29年度にリニューアルした。	ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	ホームページのリニューアル後、サーバをクラウドに移行し堅牢なセキュリティを確立した。	住民向けの情報公開施策として、人口情報等に関する問い合わせが多いため、オープンデータとしてホームページ上に掲載する必要がある。
	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	行政評価により事務事業の評価を行い公表を実施している。	行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	第5次総合計画に伴う実施計画に掲げた事業を、3年に一度全体的に見直しができるような方法を検討し実施した。	見直しの手法が複雑で相当な時間を要しているため、プロセスを単純化し、事務事業改廃の決定や、業務改善に即時に繋げていく必要がある。